

平成 26 年 8 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 26 年 8 月 21 日（木）

場 所： 箱根町立郷土資料館 教育委員室

出席者： 唐澤久雄委員長、菅井清登委員、石井清美委員、勝俣正志委員、
小林恭一教育長

勝俣敏教育次長兼学校教育課長、大和田公一生涯学習課長、安藤正
博生涯学習課副課長、石川憲一学校教育課副課長、湯浅誠庶務係長、
藤田学校教育係長

欠席者： なし

傍聴人： なし

議 事：

1 開 会

委員長より、開会の宣言【12 時 00 分開会】

2 議 第

- (1) 議案第 20 号 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について
- (2) 議案第 21 号 箱根町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について

学校教育課副課長 本日、ご審議していただく議案第 20 号及び第 21 号はいずれも、新たな「子ども・子育て支援新制度」に絡んでの案件でございますので、議案説明に入る前に、まず「子ども・子育て支援新制度」の概要についてご説明させていただきます。〔資料に基づき、当該制度について説明。〕

新制度に基づき、次年度からの園児募集の準備を始める関係もあることから、来月の 9 月町議会に箱根町幼保連携型認定こども園条例の新規制定条例案が提案されます。その条例では、平成 27 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園として、湯本幼児学園と仙石原幼児学園を設置すること、併せて、現行の湯本幼児学園及び仙石原幼児学園を構成している、2 保育園及び 2 幼稚園を平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止することについても規定いたします。それと、新たに設置する幼保連携型認定こども園へ配置する園医等に係る公務災害補償の規定を従来からある学校医等の同種条例に追加することになったので、所要の条例整備を加えることについても規定いたします。以上のことから、教育委員会所管の 2 条例を一部改正することについて、予め教育委員会として意見を申し出る必要があるため、本日、関連 2 議案を提案させていただくものであります。

それでは、両議案とも関連しておりますので、まとめてご審議いただいてもよろしいでしょうか。

委員長 はい、わかりました。議案第 20 号及び第 21 号は、一括審議いたします。

学校教育課副課長 ありがとうございます。それでは、2 議案続けて、議案朗読させていただきます。〔議案第 20 号及び第 21 号、朗読・説明。〕

委員長 議案第 20 号及び第 21 号、併せて何かご質問等ありますか。

委員 複雑ですね。

教育長 この制度も、そして教育委員会制度もどんどん改正されていくんですが、はたして実態が伴っているのか疑問を感じております。現行制度の検証がしっかりと行われたのかどうかなど、よくわからない部分もある。

委員長 先ほどの制度改正の説明で、私立幼稚園の保育料の公定価格が決められて、それぞれ料金を見直していくんだと思いますが、小田原市などには私立幼稚園がありますが、保育料の基準となる家庭の所得には、同居の祖父母の収入なども加算されるんですか。

教育次長 祖父母の収入は含まれません、両親の収入が対象になります。なお、箱根町の場合、私立の幼稚園がございませんので、国が示した私立幼稚園の公定価格を参考にしながら、町独自で料金設定していくことになります。

委員 町立幼稚園として残る、温泉幼稚園と箱根幼稚園も、この認定こども園の制度を同じように適用を受けるというわけにはいかないのですか。

教育次長 その制度にある 1 号認定が、幼稚園にも該当することになりますが、制度そのものはあくまでも従来どおり、学校教育法に基づく幼稚園です。認定こども園法の適用にはなりません。

委員 認定手続きというのは、どういうふうになるんですか。

庶務係長 申請に対して、認定書を交付するというふうになると思います。

委員 今後、それぞれの指導要領や保育指針はどうなりますか。

学校教育課副課長 認定こども園には、新たな認定こども園用の保育要領が整備されることになっています。先日、そのことに関する説明会へ、教育委員会所属の指導主事が出席して、話しを聞いてまいりました。

教育長 私立幼稚園と公立幼稚園の保育料バランスの懸念以外にも、先日、新聞にも取り上げられていましたが私立幼稚園への補助金の問題などもあったりして、一部では混乱しているようですが、法が変わった以上、箱根町としては条例の整備を行っていくということです。

委員長 教育長がおっしゃるとおり、法が改正されたということで、必要な条例整備を行うということですので、議案第 20 号及び第 21 号の 2 議案については、原案のとおりでよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 全員賛成ということですので、議案第 20 号及び第 21 号の 2 議案については、原案のとおり決定いたしました。

(3) (報告事項) 教育委員会制度の変更について

学校教育課副課長 教育委員会制度が変更されるということにつきましては、皆さんもご承知のことと思いますが、本日の教育委員会会議のタイミングでご説明させていただき理由の一つとして、来月の 9 月町議会に絡み来週 8 月 28 日に開催される町議会全員協議会の際に、議会議員の皆さんへ教育委員会制度の変更に関して説明、報告をいたしますので、同じ資料を使用いたしまして、予め教育委員の皆さんへもご報告させていただこうというものであります。

それでは、文科省が作成した資料に沿って、制度の変更概要、併せて新制度移行に伴う経過措置について、ご説明させていただきます。

[資料に基づき、当該制度について説明。]

委員長 何か、ご質問等ありますか。

委員 課題の一つに、教育委員会の審議が形骸化とありますが、箱根町にはあてはまらない、一部の大きな都市だとかだけの状況なんではないか。首長が入れば民意が反映されるというのも、昨今の選挙結果、投票率などをみていると、必ずしもそうとは言い切れないと思う。

委員 今後は、本日のように毎月行われる教育委員会会議に、首長が加わることになるんですか。

学校教育課副課長 毎月の教育委員会会議には、首長は参加いたしません。それとは別に、首長が主宰する総合教育会議が開催されるということです。なお、総合教育会議の開催頻度の規定はありません。

委員 町長が、これまでどおりでいだろうという場合にはどうなりますか。

学校教育課副課長 新たな決まりで、教育に関する大綱を首長が総合教育会議の場で、教育委員会と協議・調整のうえ策定しなければいけないということになっていますので、首長の任期中に最低その 1 回は開催されることとなります。

委員長 今の箱根では問題なく制度がまわってきている。今後、町長が変わった場合、教育行政はどうなっていくのかということも考えていかなければいけないのだろうとも思う。

委員 教育委員長と教育長が一本化されると、会議や出張がお一人にのしかかって負担になるのではないか。

教育長 そのことについては、どの市町でも考えていると思うが、新制度へ切り替わる時期がどこもバラバラだから、当面は教育委員長の会議には代理出席するなどのやり方もあるのかと思う。

委員長 新・教育長は、教育委員なんですか。

教育長 教育委員ではなくなります。

委員 長 その場合、教科書の採択だとかはどうなるのか。
教育 長 それも、難しい問題です。
委員 長 この制度改正については、今後も、よく研究していくということで
お願いします。

(4) (報告事項) 温泉幼稚園敷地に係る土地賃貸借契約の一部変更について

学校教育課副課長 現在の温泉幼稚園の敷地の一部は、箱根登山鉄道㈱から小学校及び幼稚園の用地として、賃貸借する契約を締結しております。本日、教育委員の皆さんへご報告させていただく内容は、旧幼稚園舎敷の一部として賃貸借してまいりました土地について、当該旧園舎の解体が済んだので、借地する必要がなくなったことから、賃貸借契約の面積を減らしつつ、返地しようということで、昨年来、箱根登山鉄道㈱と実施してきた境界立会がようやくまとまり、正式に土地賃貸借契約の変更を行うことになりましたので、その内容について説明いたします。
〔図面に基づき、返地する部分及び今後も借り続ける部分について、説明。〕

(5) (報告事項) 温泉幼稚園及び箱根幼稚園における臨時幼稚園教諭の雇用について

学校教育副課長 〔幼稚園の臨時教諭が私事都合により 8 月末で退職するのに伴い、その後任の臨時教諭を雇用することについて説明。〕

(6) (報告事項) 箱根町青少年問題協議会の委員について

生涯学習課長 〔平成 26 年度箱根町青少年問題協議会委員名簿に基づき、説明。〕

(7) (連絡事項) 高等学校等通学費補助金制度のあり方について

(8) (連絡事項) 奨学金滞納金の回収状況について

学校教育係長 この補助制度及び奨学金制度、両制度を継続実施していくためには、保護者負担の見直しをしなければならないと考えています。〔高等学校等通学費補助金制度の補助内容の推移、併せて、当該制度の一部財源の充当元である育英奨学金基金の現状等について説明。〕見直しの方向性については、4 月下旬に実施した高校保護者会の総会の際に、各地区の役員さんの皆さんにお話ししてあります。

併せて、奨学金滞納金の平成 25 年度回収状況について、お話しさせていただきます。〔従来から督促してきた滞納者本人及び法定代理人とは別に、滞納者の保証人の方々へ通知した結果、そして今後の滞納整理の方針等について説明。〕

3 閉 会

委員 長 次回、9 月の教育委員会会議の日程については、9 月 29 日（月）の午後 2 時 00 分からということでご予定のほどよろしく申し上げます。
これで閉会とします。 【13 時 54 分閉会】